

生涯学習振興の経緯等について

1 生涯学習振興行政の経緯

生涯学習社会の実現は、「個性重視の原則」、「国際化、情報化などの変化への対応」と並び、臨時教育審議会（昭和59年～62年）で打ち出された教育改革の基本理念の一つ。

文部科学省（旧文部省）は、昭和63年に生涯学習局を設置し、平成2年に制定した「生涯学習振興法」や同法の規定により設置された生涯学習審議会の答申等に基づき、生涯学習社会の実現に向けた基盤整備に努力。（平成13年の省庁再編に伴い、生涯学習審議会は、中央教育審議会に統合され、生涯学習分科会として設置。）

平成18年に教育基本法が改正され、第3条に新たに「生涯学習の理念」を規定。

年 月	事 項
明治5年	「学制」発布
大正13年12月	社会教育課を設置
昭和4年7月	社会教育局を新設
22年3月	「旧教育基本法」制定 「学校教育法」制定
24年6月	「社会教育法」制定
40年	ユネスコの会議において、「生涯教育」の必要性・重要性を提示
46年5月	「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」答申（社会教育審議会）
56年6月	「生涯教育について」答申（中央教育審議会）
59年～62年	臨時教育審議会が4次にわたる答申で「生涯学習体系への移行」等を提言
63年7月	社会教育局を改変し生涯学習局を設置
平成2年1月	「生涯学習の基盤整備について」答申（中央教育審議会） 「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」制定
8月	生涯学習審議会の発足
4年7月	「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申
8年4月	「地域における生涯学習機会の充実方策について」答申
9年3月	「生涯学習の成果を生かすための方策について」審議の概要
10年9月	「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」答申

11年6月	「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」 「学習の成果を幅広く生かす」 答申
12年11月	「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」 答申
13年1月	中央教育審議会生涯学習分科会の発足
14年7月	「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」 答申
15年3月	「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」 答申
16年3月	「今後の生涯学習の振興方策について」審議経過の報告
18年12月	「教育基本法」改正
20年2月	「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」 (答申)
20年7月	「第1期教育振興基本計画」閣議決定
23年1月	「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」 答申
25年1月	「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」取りまとめ
25年6月	「第2期教育振興基本計画」閣議決定
25年9月	「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」取りまとめ
26年6月	「子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくり～“あったらいいな”を実現する夢の教育～」取りまとめ

2 生涯学習の振興のための体制の整備

(1) 生涯学習振興法の制定

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」

- ・平成2年6月成立、7月1日施行。
- ・「生涯学習」に関する初めての法律（生涯学習の基本法ではなく、早急に講ずるべき施策について規定したもの。）

[主な内容]

①都道府県教育委員会の事業

学習機会の提供、学習機会に関する情報の収集・整理・提供、学習需要等に関する調査研究、指導者等の研修、関係機関・団体への援助など。

②生涯学習審議会

都道府県に、条例により生涯学習審議会を置くことができること。

③地域生涯学習振興基本構想

都道府県は、特定の地区において、民間事業者の能力を活用しつつ学習機会の総合的な提供を行うことに関する基本的な構想（地域生涯学習振興基本構想）を作成することができる。

(2) 地方公共団体における行政組織等の整備

①生涯学習担当部局の設置

すべての都道府県が生涯学習担当部局を設置。

②生涯学習審議会

35都道府県、2政令指定都市が生涯学習審議会（生涯学習振興法第10条に基づくもの）等
を設置。（平成26年5月現在）

③生涯学習振興計画

都道府県では44都道府県、19政令指定都市において生涯学習振興のための中長期的な基本
計画や基本構想（教育振興基本計画等の総合的な計画の一部として生涯学習に関する基本的な考
え方を明示する場合を含む）を策定。（平成26年5月現在）

④生涯学習推進センター

各地域の生涯学習振興の拠点施設として、学習情報の提供や学習相談、学習需要の把握、学習
プログラムの開発等を行う生涯学習推進センターが整備。都道府県の施設は44ヶ所、市区町村
等の施設は365ヶ所。（平成23年10月現在）

⑤全国生涯学習市町村協議会

生涯学習によるまちづくりを推進する自治体間ネットワーク組織。住民が主役の生涯学習行政
の発展に寄与することを目的に、会員相互間の連携を深め、生涯学習に係る政策研究と情報交換
を進めるための場として平成11年11月に設立。平成26年7月現在、86市町村が加盟。

3. 国の取組の経緯

○昭和46年5月

社会教育審議会が答申「急激な社会構造の変化に対処する社会
教育のあり方について」を提出

- 主な内容
- ①生涯の各時期における社会教育の課題
 - ②社会教育の内容、方法、団体、施設、指導者の
各項目における現状分析と今後の振興の方向
 - ③社会教育行政の役割と当面する重点置

○昭和56年6月

中央教育審議会が答申「生涯教育について」を提出

- 主な内容
- ①生涯教育の意義
 - ②生涯教育に関する状況と今後の課題
 - ③成人するまでの教育
 - ④成人期の教育
 - ⑤高齢期の教育

○昭和59年～62年

臨時教育審議会が4次にわたる答申で「生涯学習体系への移行」
等を提言

主な内容

- 第一次答申 生涯学習体系への移行
- 第二次答申 生涯にわたる学習機会の整備
生涯学習のための家庭・学校・社会の連携
- 第三次答申 生涯学習の基盤整備
- 第四次答申 生涯学習体制の整備
 - ①学歴社会の弊害の是正と評価の多元化
 - ②家庭・学校・社会の諸機能の活性化と連携
 - ③スポーツの振興④生涯学習の基盤整備

○昭和63年7月

文部省（当時）の社会教育局を改変し生涯学習局を設置

○平成2年6月

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」制定

- 主な内容
- ①都道府県教育委員会の事業
 - ②地域生涯学習振興基本構想の策定
 - ③生涯学習審議会の設置

○平成2年8月

生涯学習審議会の発足

○平成4年7月

第1期生涯学習審議会が答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」を提出

当面重点を置いて取り組むべき事項として以下を提示

- ①社会人を対象としたリカレント教育の推進
- ②ボランティア活動の支援・推進
- ③青少年の学校外活動の充実
- ④現代的課題に関する学習機会の充実

○平成8年4月

第3期生涯学習審議会が答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」を提出

以下の各施設について充実方策を提言

- ①社会に開かれた高等教育機関
- ②地域社会に根ざした小・中・高等学校
- ③地域住民のニーズに応える社会教育・文化・スポーツ施設
- ④生涯学習に貢献する研究・研修施設

○平成10年9月

第4期生涯学習審議会が答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」を提出

自由で闊達な社会教育行政を展開するために以下の点に留意して必要な支援方策を提言

- ①地域の特性に応じた住民参加の社会教育行政の展開
- ②生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政の重要性
- ③民間の諸活動との協調
- ④総合的なネットワーク型行政の構築

○平成11年 6 月

第 4 期生涯学習審議会が答申「生活体験・自然体験が日本の子ども
の心をはぐくむ」を提出

青少年の「生きる力」をはぐくむ地域社会の環境の充実方
策として以下の点を提言

- ①地域の子どもたちの体験機会の拡大
- ②地域の子どもたちの遊び場の充実
- ③地域における子どもたちの体験活動などを支援する体制
の構築
- ④過度の学習塾通いをなくし子どもたちの「生きる力」を
はぐくむ など

○平成11年 6 月

第 4 期生涯学習審議会が答申「学習の成果を幅広く生かす—生涯
学習の成果を生かすための方策について—」を提出

学習の成果を生かすことの意義と問題点を整理し、以下の
各場面に応じて必要な支援方策を提言。

- ①「個人のキャリア開発」に生かす
- ②「ボランティア活動」に生かす
- ③「地域社会の発展」に生かす

○平成12年12月

第 5 期生涯学習審議会が答申「新しい情報通信技術を活用した生
涯学習の推進方策について」を提出

生涯学習における情報化を進め、学習者がより主体的に学
習することができる環境を整備するための様々な施策を提言

- ①情報リテラシーに関する学習機会や研修体制の整備
- ②生涯学習関連施設の情報化の推進
- ③大学等の公開講座を公民館等を通じて広く全国に提供す
るシステムの構築 など

○平成13年 1 月

中央教育審議会生涯学習分科会の発足

○平成14年 7 月

第 1 期中央教育審議会が答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推
進方策等について」を提出

奉仕活動・体験活動の必要性・意義を整理するとともに、
以下の推進方策を提言

- ①初等中等教育段階の青少年の学校内外における奉仕活動
・体験活動の推進
- ②18歳以降の個人が行う奉仕活動等の奨励・支援
- ③国民の奉仕活動・体験活動を推進する社会的仕組みの整
備
- ④社会的気運の醸成

○平成16年 3 月

第 2 期中央教育審議会生涯学習分科会が審議経過の報告「今後の生涯学習の振興方策について」を提出

当面重点を置いて取り組むべき分野として以下を提示

- ①職業能力の向上
- ②家庭教育への支援
- ③地域の教育力の向上
- ④健康対策等高齢者への対応
- ⑤地域課題の解決

○平成20年 2 月

第 3 期中央教育審議会が答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」を提出

具体的な方策として以下を提言

- ①国民の学習活動を促進する具体的方策
- ②家庭・地域の教育力の向上に関する具体的方策
- ③地域社会全体で学習活動を支援する具体的方策 など

○平成23年 1 月

第 5 期中央教育審議会が答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を提出

キャリア教育・職業教育の基本的方向性として以下を提言

- ①幼児期の教育から高等教育まで、発達の弾劾に応じ体系的に実施
- ②実践的な職業教育を充実、職業教育の意義を再評価することが必要
- ③生涯にわたる社会人・職業人としてのキャリア形成を支援する機能の充実が必要

○平成25年 1 月

第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会が審議のとりまとめ「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」を提出

今後の社会教育行政等の推進の在り方について、「社会教育行政の再構築」（ネットワーク型行政の推進）を実施していくことが必要であると提言

あわせて、今後の生涯学習・社会教育の振興の具体的方策について以下を提言

- ①絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの推進
- ②現代的・社会的課題に対応した学習機会及びライフステージに応じた学習機会の充実
- ③社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学習機会の充実
- ④学習の質保証・向上と学習成果の評価・活用の推進
- ⑤生涯学習・社会教育の推進を支える基盤の整備

○平成25年 9 月

第 7 期中央教育審議会生涯学習分科会社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループが審議のとりまとめ「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」を提出

社会教育行政の推進体制の在り方については社会教育に関する事務の所管は教育の特性に配慮する仕組みが必要であると提言。あわせて、社会教育主事の必置を今後も原則とし、講習のカリキュラム見直しや資格の活用など、社会教育主事の在り方について提言。

○平成26年 6 月

第 7 期中央教育審議会生涯学習分科会今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループが審議のとりまとめ「子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくり～“あったらいいな”を実現する夢の教育～」を提出

今後の具体的方向性として以下を提言

- ①多様な主体の参画による土曜日の教育活動の推進
- ②学校と放課後・土曜日等の学びがつながる仕組みづくりの推進
- ③実社会につながる「土曜日ならではの」多様なプログラムの充実
- ④教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実
- ⑤持続可能な体制づくりの推進と全国の取組の活性化